

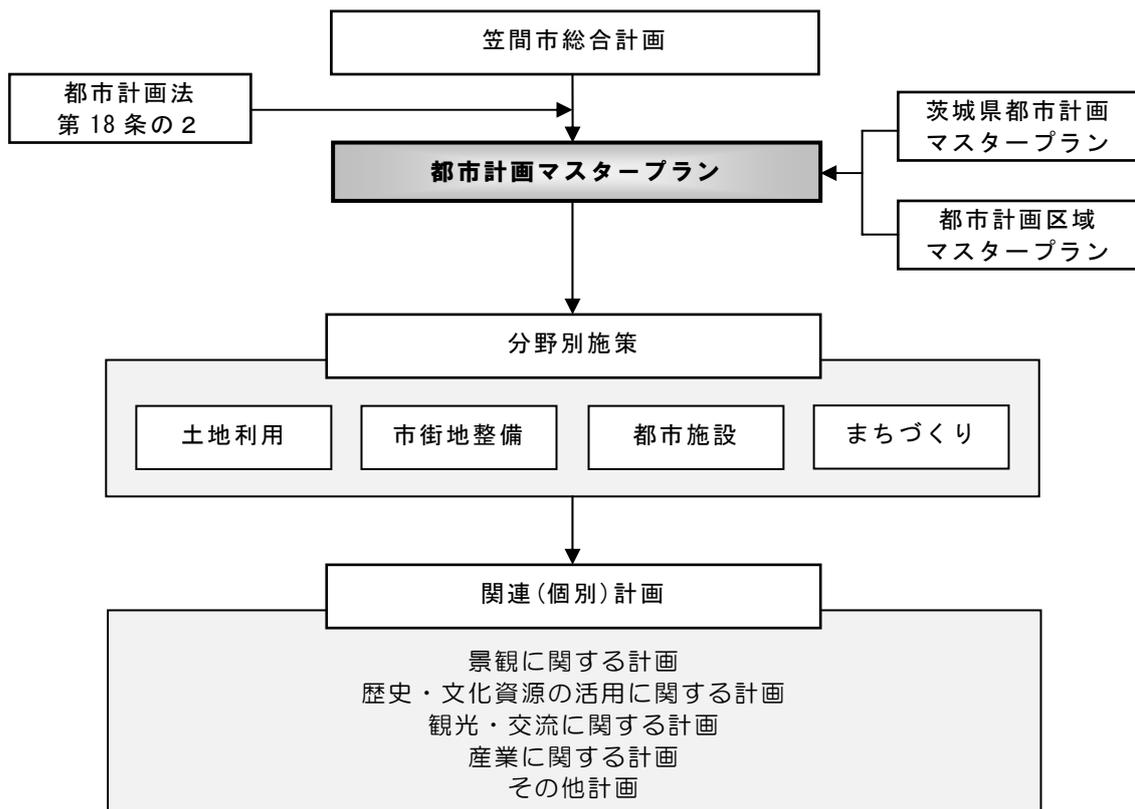
## 序章 笠間市都市計画マスタープランの概要

### 1. 都市計画マスタープラン策定の目的

#### (1) 都市計画マスタープランとは

- ・都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる計画で、概ね 20 年後を目標として都市の現状や課題を考慮しつつ将来像を描き、その実現のために必要となる「都市計画に関する基本的な方針」を策定するものです。
- ・策定にあたっては、市町村総合計画、茨城県都市計画マスタープラン、都市計画区域マスタープランなどの上位計画に即しつつ、土地利用や道路、公園、下水道等の都市基盤施設、景観等の目標や方針を策定します。

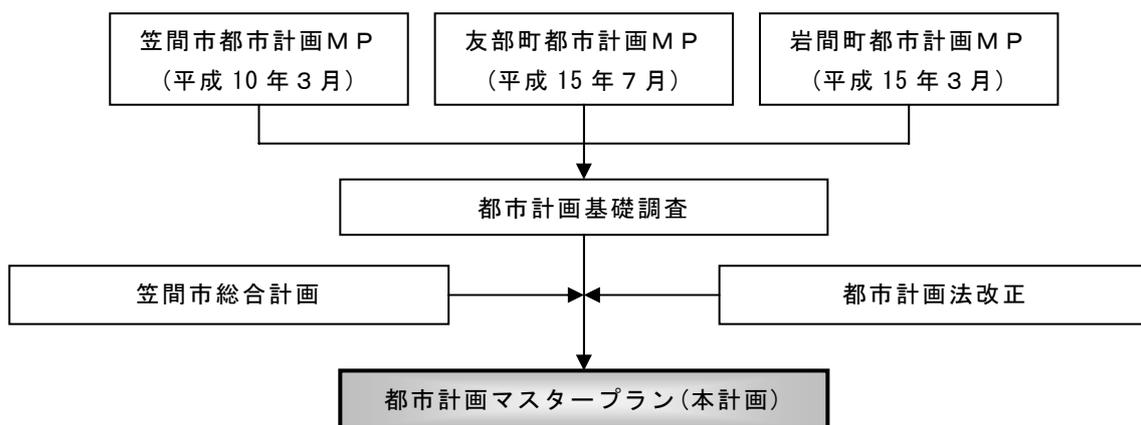
図一 都市計画マスタープランの位置づけ



(2) 笠間市における都市計画マスタープランの策定経緯

笠間市では、合併前の1市2町でそれぞれ都市計画マスタープランを策定しています。今回策定する都市計画マスタープランでは、このような旧市町での計画を考慮しつつ、昨年度策定された「笠間市総合計画」、都市計画基礎調査結果をもとに、都市計画法改正や茨城県における都市計画区域マスタープランを考慮しながら策定します。

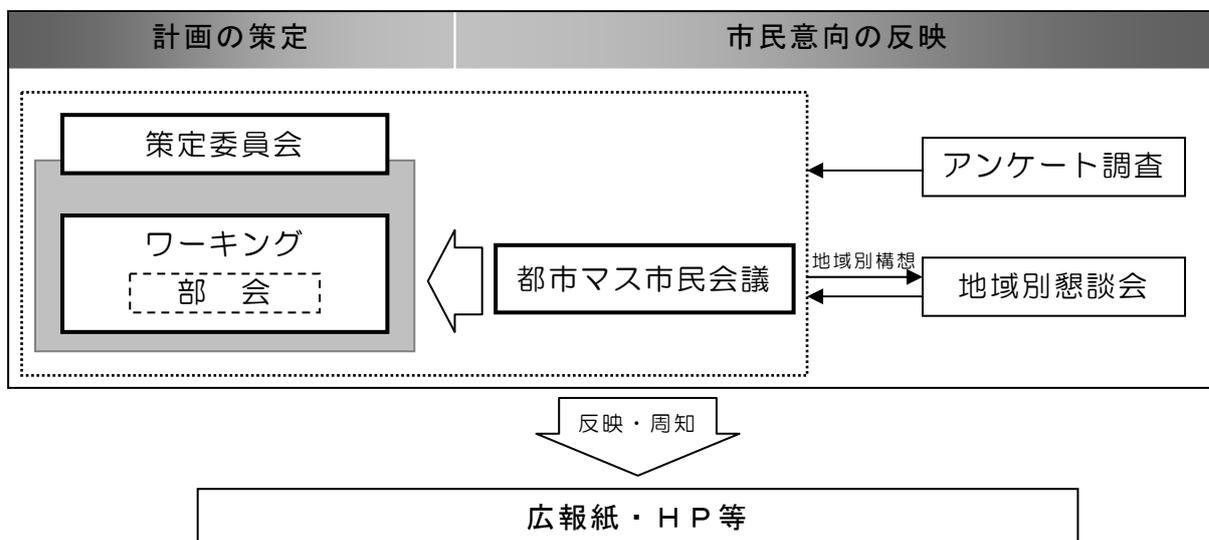
図一 笠間市都市計画マスタープランの策定経緯



2. 都市計画マスタープランの策定体制

都市計画マスタープランは、市町村の有する特有の資源や課題等を十分考慮した計画づくりが必要であることから、策定委員会、ワーキング等の庁内組織の他、公募を含めた市民による「都市マス市民会議」を組織して策定します。

図一 笠間市都市計画マスタープランの策定体制

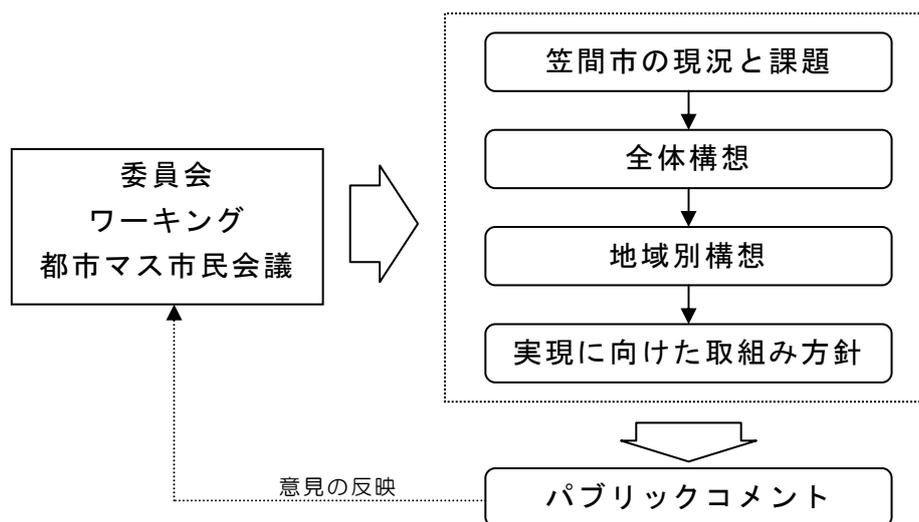


表一 笠間市都市計画マスタープランの組織構成

組 織	機能・役割
策定委員会	都市計画マスタープランの内容に関する策定機関で、学識経験者、市民代表、行政関係者で構成します。
ワーキング	都市計画マスタープランの協議・検討機関で、庁内関係課職員をもって構成します。
都市マス市民会議	市民の視点や意向を計画に取り入れていくため、都市計画マスタープランの策定にあたり、各種団体や一般公募の市民によって構成します。

※市民意向把握や計画内容の周知を行うため、上記の他、アンケート調査や地域別懇談会、広報紙・HP への掲載、パブリックコメント等を実施します。

図一 笠間市都市計画マスタープランの策定の流れ



### 3. 計画の目標年次

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標として策定することとされていることから、本計画の目標年次を平成 40 年に設定します。

また、都市計画マスタープランは、適切な時期に見直しを行うことが必要とされていることから、本市の都市計画を巡る環境の変化等を鑑みながら見直しを行うこととします。